

【公表様式第 4】

2023 年度分関税割当返納確認書

(※) 2 通作成し提出してください。

年 月 日

申請者氏名 (名称)			
法人番号			
登記上住所又は 個人事業者の現住所			
実際の営業所住所 (上記住所のほかに 事業所がある場合)			
担当者氏名	電話番号	E-mail	

(足・㎡)

割当物品	革靴	牛染	牛他	羊・やぎ
証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数

- 注 1 用紙の大きさは、A 列 4 番とします。
- 2 この確認書は、各証明書(年度枠・保留枠・再割当)ごとに 2 通ずつ作成して下さい。
- 3 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量(返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和)を差し引いた数量をかつこ書きで記載して下さい。
- 4 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。
(原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書等のみですが、2回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求めることがあります。全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)を出力等し、保管してください)
「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。
- 5 証明書の返納日は、右の受付印の日付となります。
- 6 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。
- 7 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とする~~とがあり、証明書の返納を求めること等がありますので適正な使用をお願いします。~~

証明書返納受付印	返納集計
	返納管理簿

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

- 皮革・革靴共通**： 関税割当証明書(原本：表裏面の全ページ) ※残数量管理をNACCSに登録した場合には、(NACCSを終了の上)同証明書原本の裏面に「NACCS登録終了」の記載等、「税関の割印」のある「関税割当証明書システム管理終了結果情報」原本の全ページを併せて提出すること。
- 皮革・革靴共通**： 輸入許可通知書(初回通関分。革靴については、初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分の輸入許可通知書及び最初の有償に至るまでの全ての輸入許可通知書。)
- 革靴のみ**： 返納用『自ら輸入』申告書(実績者/新規者・革靴のみ)【公表様式第 5】。また、年度における初回通関にかかる証明書の返納の場合は、同【公表様式第 5】と添付書類(インボイス等)の提出も必要です。

【注 1】ただし、2 回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。

■ 輸入許可通知書 <https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>

【注 2】輸入通関後にお手元に届いていない場合は、通関業者に依頼等し入手してください。

【注 3】再割当証明書の場合は、原則、返納確認書 2 通及び初回通関分の輸入許可通知書のみ提出が必要です。ただし、年間を通じて、再割当証明書が初回通関(分)の場合は、輸入許可通知書、公表様式第 5、インボイス各々の写しが必要です。

なお、必要に応じて、全通関分について提出を求める場合があります。